

「第54回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、本日、東京都内において「第54回指定都市市長会議」を開催し、次の要請を採択しました。また、室伏スポーツ庁長官、金子総務大臣、牧島デジタル大臣と意見交換等を次のとおり行いました。

《採択した要請》

- （1）安定的な電力供給体制の確保に向けた指定都市市長会要請
- （2）都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

《室伏スポーツ庁長官による講演、意見交換》

「スポーツを通じた『まちづくり』』についての講演の後、意見交換を行いました。

《金子総務大臣との意見交換》

多様な大都市制度の早期実現に向けて、以下の2点について意見交換を行いました。

- （1）各都市がふさわしい大都市制度を実現できるように、国において速やかに特別自治市の法制化に向け議論の加速化を図ること。
- （2）特別自治市の制度化にあたっては、国全体として機運を高めること、国会議員に対する説明や経済界との連携等が必要であること。

《牧島デジタル大臣の説明》

マイナンバーカードの普及利活用について、牧島デジタル大臣から説明がありました。

また、永藤堺市長が、自治体情報システムの標準化・共通化の課題として以下の3点について意見を述べました。

- （1）各業務の標準仕様及びガバメントクラウドの使用の早期提示
- （2）標準仕様システムへの移行期限の柔軟な対応
- （3）費用面の負担

安定的な電力供給体制の確保に向けた指定都市市長会要請

原油価格や物価の高騰、急激な円安による影響は、市民、医療機関や福祉施設、事業者等も含めた幅広い対象に及んでおり、国民の暮らしと生命、生活機能、事業者の営みを維持するための早急な総合的対策が求められている。

中でも、安定的な電力供給に向けては、平成28年4月の電力の小売全面自由化以降、いわゆる新電力と呼ばれる小売電気事業者の参入が進められてきたが、昨年末から本年にかけて、複数の小売電気事業者の経営破綻や新規契約受入停止が相次いでいる。

現在、契約相手方が選定できない場合、電気事業法の最終保障供給約款の定めにより、一般送配電事業者と供給契約を結び、電力供給を受けることとなるが、最終保障供給制度は暫定的なセーフティネットであり、料金が大手電力会社標準料金メニューに比べ割高に設定されている。加えて、昨今の原油価格の高騰や円安の進行等の影響を受けた、現在の卸電力市場での調達コストの上昇を加味すると、契約相手方が選定できた場合であっても、電気料金が最終保障供給制度の割増料金よりもさらに割高になるという逆転現象も起きており、国においては、最終保障供給制度の料金設定について、市場価格の動向をより反映させる方向での見直しが行われている。

こうした不安定な電力供給の状況は、市民生活を支える様々なサービスを提供している民間事業者をはじめ、公共施設を運営している地方自治体も例外ではなく、行政運営にも多大な影響を及ぼしている。

電力需給の逼迫が叫ばれている現況にあって、域内に多くの市民を抱え、産業面で日本をリードする指定都市においては、適正な価格で安定的な電力供給を確保することは喫緊の課題であり、平成25年4月に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づく「電気料金の抑制」と「電力の安定供給」の両立に向けて、下記の通り要望する。

記

- 1 小売全面自由化を受け公正公平な競争環境のもと、需要家に対して安定的な電力供給がなされるよう、発電事業者が卸電力市場における取引量を増加させるとともに、各小売電気事業者が電力供給能力を確保できるよう必要な制度の見直しを行うこと。また、原油価格高騰への対策を講じつつ、卸電力市場からの電力調達価格が高騰しても、安易に需要家の電気料金に転嫁することのないよう、国において総合的な対策を講ずること。

- 2 原油価格の高騰等に伴い、庁舎や公共施設等における電気料金も増嵩していることから、地方自治体におけるこれらの財政需要の増加についても、地方交付税総額の増額など、必要な財政措置を早期に講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成 14 年の都市再生特別措置法施行以来、およそ 20 年に渡り各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式やデジタル化の進展等への対応に向けて、新しい時代に即した都市再生のあり方へとシフトすることにより、大都市のさらなる発展と国際競争力の強化、大都市と地方都市間の成長と分配の好循環等を図っていくことが求められている。

大都市においては、重要な都市開発プロジェクトを抱えており、その推進のためには、民間開発等の呼び込みや連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記の要請を行う。

記

(都市再生促進税制の特例措置期間の延長)

- 1 都市再生の推進に必要となる民間投資を促進していくためには、税制特例によるインセンティブが今後も引き続き有効であることから、令和 5 年 3 月 31 日までとなっている都市再生促進税制について、税率等の支援内容を縮減することなく、特例措置期間を令和 5 年 4 月以降も延長すること。

(各種都市再生制度に係る適用要件の緩和)

- 2 都市・地域によっては、都市再生のために必要となる民間開発の規模が必ずしも大規模であるとは限らないため、都市再生特別措置法施行令第 7 条第 1 項（民間都市再生事業計画の認定の申請）及び第 2 項（都市計画提案や事業認可等の申請）の都市再生事業についての面積要件を実情に応じて緩和できるようにすること。

(国際競争拠点都市整備事業への機動的な財政支援)

- 3 空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会